

## 議第3号議案

### 羽生市議会会議規則の一部を改正する規則

羽生市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条 (略) <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>	(欠席の届出) 第2条 (略)
(欠席の届出) 第91条 (略) <u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u>	(欠席の届出) 第91条 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 提 出

埼 玉 県 羽 生 市 議 会 議 員

齊 藤 隆

〃

柳 沢 暁

〃

永 沼 正 人

〃

奥 沢 和 明

〃

島 村 勉